

消費税インボイス制度の導入と 社会保険労務士業務への影響

講師：東京税理士会 常務理事

日本税理士会連合会 理事

東京都社会保険労務士会 山手統括支部 監査

東京都社会保険労務士会 世田谷支部 監査

税理士・社会保険労務士 北山 雅也

I .消費税インボイス制度の概要

- ・ 令和5年10月1日から導入される。
- ・ インボイス制度とは適格請求書保存方式のこと
- ・ 適格請求書とは下記の事項を記載した請求書等
 - ①発行者の氏名又は名称
 - ②取引年月日
 - ③取引の内容
 - ④受領者の氏名又は名称
 - ⑤適用税率及び消費税額
 - ⑥インボイス登録番号
- ・ インボイスの保存等のない課税仕入に係る仕入税額控除が受けられなくなる。
但し、令和11年9月30日まで経過措置あり。

Ⅱ.消費税の基本①

- ・消費税の対象となる取引
 - ①国内取引
 - ②事業者が事業として対価を得て行う
 - ③資産の譲渡・貸付・役務の提供

社労士業務は消費税の対象となる取引に該当する。

Ⅲ.消費税の基本②

- ・消費税の申告・納税が必要な者（課税事業者）
基準期間における課税売上高が1,000万円超
又は特定期間における課税売上高等が1,000万円超
- ※基準期間
個人事業者は、前々年
法人は、前々事業年度
- ※特定期間
個人事業者は、前年の1月～6月
法人は、前事業年度の上半期

上記に該当しなければ、消費税の申告納税義務はない。（免税事業者）
但し、資本金が1,000万円以上の新設法人には例外あり。

IV.消費税の基本③

・消費税の計算方法

①原則課税

課税売上に係る消費税額－課税仕入に係る消費税額
(仕入税額控除)

②簡易課税

課税売上に係る消費税額－課税売上に係る消費税額
×みなし仕入率 (90%～40%)

(社労士業務のみなし仕入率は50%)

簡易課税は基準期間における課税売上高が5,000万円以下の者で、
簡易課税制度選択届出書を提出した者が対象(提出期限注意)

V.インボイス制度による変化

・インボイス制度で変わるところ

原則課税の計算

現 行：課税売上に係る消費税額－課税仕入に係る消費額

改正後：課税売上に係る消費税額－インボイス発行事業者に
係る課税仕入に係る消費額

インボイス発行事業者とは、課税事業者でインボイス発行事業者の登録をした者（令和5年10月1日からインボイスを発行するためには令和5年3月31日までに要申請）

＜経過措置＞

インボイス発行事業者以外の課税仕入に係る消費税額は、令和8年9月30日までは80%、令和11年9月30日までは50%控除可

VI.インボイス制度による社労士業務への影響

事務的対応

- ・ 課税事業者

- ①原則課税

- インボイス発行事業者とそれ以外の事業者への支払いを区分して経理する。

- ②簡易課税
従前通り

- ・ 免税事業者
従前通り

VII.インボイス制度による社労士業務への影響

顧客対応

- ・ 課税事業者

インボイスに対応した内容に請求書等に対応させる。

- ・ 免税事業者

これまで、消費税を請求していなかった者
従前通り

これまで、消費税を請求していた者

- ①消費税を請求しない。
- ②課税事業者を選択し発行事業者登録をする。

<問題点のポイント>

取引先が課税事業者で原則課税の場合、当方が免税事業者だとインボイスが発行できないので、取引先の消費税額が増加する。その為、免税事業者とは取引を行わない事業者が出てくる可能性がある。

VIII. インボイス制度による社労士業務への影響

例：月額顧問料が33,000円の顧問先からインボイス発行事業者でなければ、顧問料の消費税相当額の減額か、顧問社労士を変更すると言われた。

①顧問料の消費税相当額の減額

$33,000円 \div 1.1 = 3,000円$ 3,000円の減額

②インボイス発行事業者となる

課税事業者となり簡易課税制度を選択する。

課税売上に係る消費税額 $33,000 \div 1.1 = 3,000円$

消費税納税額 $= 3,000円 - 3,000円 \times 50\% = 1,500円$

1,500円の負担増＋消費税の申告処理が発生

Ⅹ.インボイス制度による社労士業務への影響

経過措置を考慮した対応（案）

例：月額顧問料33,000円で請求しているケース

- ・ 令和5年10月1日から令和8年9月30日まで
免税事業者のまま
消費税相当額の80%が控除可能なので、 $3,000円 \times 80\% = 2,400円$
月額顧問料を32,400円に減額（600円減収）
- ・ 令和8年10月1日以降
課税事業及び簡易課税制度を選択
月額顧問料を33,000円に戻す（3,000円増収・1,500円納税）

X.インボイス制度の円滑な導入・実施について

6月6日 日本税理士会連合会から政府への提案

<https://www.nichizeiren.or.jp/whats-new/20220606a/>

- 1 免税事業者が市場取引から排除されることを防止するため、平成28年改正法附則第52条第1項の経過措置を当分の間維持すること。
- 2 事業者等への過度な負担を避けるため、現行消費税法施行令第49条第1項第1号（少額取引）の取扱いを存置し、請求書等の保存の有無にかかわらず帳簿のみの保存で仕入税額控除を認めること。

ご清聴ありがとうございました。